

自主企画事業助成金交付要綱（単年度助成）

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

（通則）

- 1 自主企画事業助成金については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この助成金は、高齢者の自主的な取り組みを推進するため、各地域の高齢者自主活動グループ等が生きがいや健康づくりに関して自ら企画し、運営する事業を支援し、明るい長寿社会の形成を促進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この助成金は、別添「自主企画事業実施要綱」に基づき、高齢者自主活動グループ等が行う事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この助成金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の10分の10以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

- 5 この助成金の交付の申請は、別紙に定める様式1-1「助成金交付申請書」、様式1-2「団体概況書」、様式1-3「事業計画書」及び様式1-4「事業予算書」を、社会福祉法人北海道社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（経費の助成）

- 6 社会福祉法人北海道社会福祉協議会は、本事業に必要な経費について、次の基準により助成する。
 - (1) 1事業当たりの助成金は、1年間100,000円を上限とする。

（交付の条件）

- 7 高齢者自主活動グループ等に助成金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。
 - (1) 助成対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
 - ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 当該変更に伴う助成対象経費の増減額が変更前の助成対象経費の額の10分の1を超えないとき。
 - イ 助成金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
 - (2) 助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

- (3) 助成金において精算の結果、不用額が生じた場合は、その額を返還させるものとする。
- (4) 事業を実施しなかった場合、助成金を取り消し、既に概算払いが行われている時は、その額を返還させるものとする。
- (5) 事業実施に不正行為があった場合、または著しく社会的信用を失する行為があった場合、助成金を取り消し、既に概算払いが行われている時は、その額の一部ないし全額を返還させるものとする。

(変更等の承認)

8 会長は、前記7の(1)の承認をする場合において必要があると認めるときは、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(概算払)

9 この助成金は、様式2-1「助成金概算払申請書」及び様式2-2「自主企画事業実施日程等計画書」の申請により概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 事業完了後、速やかに様式3-1「助成事業実績報告書」、様式3-2「自主企画事業完了報告書」及び様式3-3「自主企画事業決算書」を会長に提出するものとする。

別表

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
自主企画事業	(1年間) <u>100,000円以内</u> ただし、北海道社会福祉協議会会長が認め た額とする。	高齢者自主活動グループ等が自主企画事業を行うために必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費 (会食に要する経費を除く。)、通信運搬費、 手数料、保険料、賃借料